



## ♥ プチっと人権講座 ♥ 箱根駅伝のテレビ中継をみて

新年あけましておめでとうございます。  
今年も「プチっと人権講座」をよろしくお願いいたします。  
今年の正月はコロナ禍の影響で外出を控えられ、お家でテレビを見られた方も多かったことと思います。テレビはやはり「箱根駅伝中継」を見られ方も多かったのではないのでしょうか。  
出場校OBの方はテレビの画面に一喜一憂されたと思います。  
この中継を見て、私なりに感じたことについて二つ書いてみたいと思います。  
ひとつは「沿道応援」です。大会前から主催者は「応援自粛」を呼びかけ、中継画面からも「応援自粛」の文字を赤字テロップで流していました。それでも各区間の他、劇的展開になったゴール付近は「ソーシャルディスタンス」には程遠い「3密」の情景がテレビに映しだされていました。  
「自分一人くらいなら大丈夫」という態度の表れのように感じましたし、改めて自制、自律することの難しさも感じました。  
一連のコロナ対策は「要請」という語句が使用されていますが、「要請だけでは効果はない。罰則を設けるべき」という意見を助長してしまうような光景でした。自分勝手な行動をして法の規制が強まる堅苦しい暮らしにくい社会を実現するよりも、お互いにちょっと我慢することにより、住みよい社会を実現した方がよいのではないのでしょうか。  
その一方、レースは最終10区中継所で先頭と2位とが約3分の差があり、優勝確実とみられていましたが、残り2キロ地点で首位が逆転する劇的なものでした。  
また、ゴール前の実況アナウンスも感動的でした。その一部を紹介します。  
「初めての往路優勝がありました。初めての総合優勝には届かなかった。目標は総合3位でした。目標達成とみれば、うれしい準優勝。ただ、悔しい準優勝となったか」と伝え、そして「2位で悔しいと思えるチームになった。この悔しさを来年につなげます」と2位チームおよびランナーを称えるものでした。この実況は「敗れたチームあるいはどの立場の選手にも寄り添う言葉だった」となどという趣旨のコメントがネット上にも多く寄せられたようです。  
これらの言葉は『温もりのある優しい気持ち』にさせるアナウンスだったと感じました。この気持ちを多くの人々がもつことができれば「相手の立場を思いやる暮らしやすい社会」につながるのではないかと改めて思いました。以上、箱根駅伝中継の感想を書かせてもらいましたが、中継を見られた皆さんの感想はいかがでしたでしょうか。

## ◇ お知らせ ◇

**2月12日(金) 10時～**  
**第3回人権学習会「介護指導講習会」**  
講師：濱畑たすく(介護福祉士、認知症介護アドバイザー)

介護老人保健施設や特別養護老人ホームでの勤務経験を経て、現在三次市山家町にある“グループホームゆうばえ”の副主任として勤務されています。また、新人育成担当や初任者研修の講師をしながら、介護を必要とする方々一人ひとりに合った介護をすることに誇りを持ち日々努めておられます。  
今年度最後の学習会となります。認知症について理解を深め、共に安心して暮らせる地域づくりを考える場にしたいと思っておりますので、お誘い合わせの上ぜひご参加ください。



2月3日(水) 10時～

## 『昔の道具体験学習会』 場所：高梨集会所

大和小3年生が昔の道具に触れて、昔の生活の知恵や工夫、暮らしぶりについて学習します。  
今年度はソーシャルディスタンスを守る為、高梨集会所に昔の道具を展示します。  
地域の方にもぜひ参加していただき道具の使い方や昔の暮らしを子どもたちに教えていただければと思いますので、ご協力をお願いします。



※昔の道具が家にあり展示品としてお貸しいただけるものがありましたら、ご連絡をお願いします。(道具が重い場合はお手伝いしますので気軽に声を掛けてください。)

## ※ 2月の予定 ※

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、教室終了後は、備え付けのアルコールにて、机や椅子等の消毒をしていただきますようよろしくお願いいたします。

- 2日(火) ニコニコ健康教室
- 3日(水) 昔の道具体験学習 10時～ 喜楽会
- 4日(木) 神楽面作り教室
- 10日(水) 絵手紙ボランティア
- 12日(金) 人権学習会(介護支援講習会) 10時～
- 15日(月) あみものクラブ
- 16日(火) ニコニコ健康教室
- 17日(水) フラワーアレンジメント・高梨フラワーアレンジメント教室
- 20日(土) 習字教室
- 25日(木) 森林教室
- 26日(金) 切り絵教室

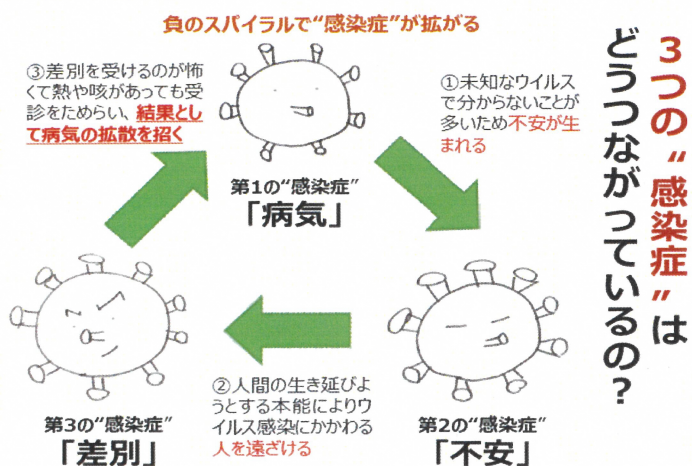
## 『美郷町新型コロナウイルス感染症差別・偏見等防止条例』が制定されました

現在、全国的に感染が拡大しています。  
美郷町では、この条例を制定することにより、感染者やその家族、帰省者、医療関係者などに対する差別的言動や偏見、プライバシーの侵害の防止に取り組み、町民を被害から守ることを目指しています。

### 私たちの闘う相手はウイルスです

### 3つの“感染症”を予防する！

“感染症”の怖さは、病気が不安を呼び、不安が差別を生み、差別がさらなる病気の拡散につながることで



(出典：「新型コロナウイルスの3つの顔を知ろう！～負のスパイラルを断ち切るために～」日本赤十字社 より引用)

※新型コロナウイルス感染症に関連した人権侵害(差別、偏見、誹謗中傷、インターネット上での差別的書き込み)を受けた場合はご相談ください。隣保館でも相談をお受けしています。(受付時間:平日8時半～17時)

## 《 相談事業 》 隣保館はいろいろな相談をお受けしています。

様々な差別事象や差別発言等の人権相談、パソコンの操作方法から申請書などの書き方、日常生活で困っている事や就労のことなど幅広く扱っています。各関係機関との連携を取りつつ、解決に向けて寄り添います。知りたいことやどこに相談していいかわからないことなど、お気軽にご相談ください。

※ハローワークより求人情報が毎月隣保館に送られてきます。※求職されている方や最新情報が知りたい方は、隣保館までご連絡ください。

